

特別管理産業廃棄物の種類と概要(廃棄物処理法施行令第2条の4による)

(廃棄物処理法施行令第2条の4による)

種類	説明	
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類	
廃酸	pH2.0以下の酸性廃液	
廃アルカリ	pH12.5以上のアルカリ性廃液	
感染性産業廃棄物	感染のおそれのある産業廃棄物：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、政令13号廃棄物	
P C B 廃 棄 物	廃PCB等	廃PCB、PCB含有廃油
	PCB汚染物	汚泥：PCBが染み込んだもの 紙くず：PCBが塗布され又は染み込んだもの 木くず：PCBが染み込んだもの 繊維くず：PCBが染み込んだもの 廃プラスチック類：PCBが付着し又は封入されたもの 金属くず：PCBが付着し又は封入されたもの 陶磁器くず：PCBが付着したもの がれき類：PCBが付着したもの
	PCB処理物	廃PCB等、PCB汚染物の処理物で、PCBが基準不適合のもの
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃水銀等及びその処理物	施行規則別表第1に規定された施設で生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く。)、廃棄物処理施設等で回収した廃水銀、廃水銀等の処理物で基準(水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さであること)に不適合のもの
	廃石綿等	・石綿建材除去事業 ²⁾ により除去された石綿 ・石綿建材除去事業で生じた石綿、珪藻土、パーライト保温材(人の接触、気流及び振動等により左記保温材と同等以上に石綿が飛散するおそれのあるもの)、断熱材及び耐火被覆材 ・石綿建材除去事業で使用した石綿付着廃棄物(シート、防塵マスク等の用具・器具) ・大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設で生じた石綿で、集じん施設で集められたもの ・特定粉じん発生施設、集じん施設で使用した防塵マスク、集じんフィルタ等用具・器具で石綿付着のおそれのあるもの ・輸入された事業活動により生じた石綿で、集じん施設で集められたもの ・輸入された事業活動により生じた防塵マスク、集じんフィルタ等の用具・器具の廃棄物で、石綿が付着しているおそれのあるもの
	有害金属等を含む産業廃棄物	施行令別表第3に規定された特定施設で生じた産業廃棄物及び指定下水汚泥で、特定有害産業廃棄物であるものは、次のとおりである。 1 指定下水汚泥：金属等 ³⁾ 、揮発性物質 ⁴⁾ 、農薬類 ⁵⁾ がそれぞれ基準不適合のもの(現在は存在しない) 2 鉱さい：金属類 ⁶⁾ が基準不適合のもの 3 ばいじん(Hg含有)：大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設で生じたばいじん ⁷⁾ でHgが基準不適合のもの 4 ばいじん(1,4-ジオキサン含有)：廃プラスチック類等の産業廃棄物の焼却施設で生じたばいじん ⁸⁾ で、1,4-ジオキサンが基準不適合のもの 5 ばいじん(Cd等含有)：ばい煙発生施設で生じたばいじん ⁷⁾ で、Cd、Pb、Cr(VI)、As、Seごとに基準不適合のもの、廃プラスチック類焼却施設で生じたばいじん ⁸⁾ で、Cd、Pb、Cr(VI)、Seごとに基準不適合のもの、産業廃棄物焼却施設で生じたばいじん ⁸⁾ で、Cr(VI)、Asごとに基準不適合のもの 6 燃え殻(Cd等含有)：廃プラスチック類焼却施設で生じた燃え殻 ⁹⁾ で、Cd、Pb、Cr(VI)、Seごとに基準不適合のもの、産業廃棄物焼却施設で生じた燃え殻 ⁹⁾ で、Cr(VI)、Asごとに基準不適合のもの 7 廃油(廃溶剤)：施行令別表第3の特定施設から排出された揮発性物質である廃溶剤 8 汚泥：施行令別表第3の特定施設で生じた汚泥で、金属等、揮発性物質、農薬類ごとに基準不適合のもの 9 廃酸：施行令別表第3の特定施設で生じた廃酸で、金属等、揮発性物質、農薬類ごとに基準不適合のもの 10 廃アルカリ：施行令別表第3の特定施設で生じた廃アルカリで、金属等、揮発性物質、農薬類ごとに基準不適合のもの 11 ばいじん、燃え殻(DXN含有)：施行令別表第3の特定施設で生じたばいじん ⁷⁾ 、燃え殻 ⁹⁾ で、DXNが基準不適合のもの 12 汚泥(DXN含有)：施行令別表第3の特定施設で生じた汚泥、廃酸、廃アルカリで、DXNが基準不適合のもの 13 1から12の特定有害産業廃棄物の処理物で、各廃棄物に該当する有害物質が物質ごとに基準不適合のもの
輸入廃棄物 ⁷⁾ ばいじん 燃え殻 汚泥 これらの処理物	① 輸入廃棄物を廃棄物焼却施設で焼却して生じた集じんばいじん ⁸⁾ 及びその処理物で重金属が基準不適合のもの ⁹⁾ (施行令第2条の4第6号) ② 輸入廃棄物をDXN特定施設の廃棄物焼却炉で焼却して生じた燃え殻、ばいじん及びその処理物がDXN基準を超えるもの(施行令第2条の4第7号) ③ 輸入廃棄物をDXN特定施設の廃棄物焼却炉で焼却し、その排ガス洗浄施設等で生じた汚泥及びその処理物がDXN基準を超えるもの(施行令第2条の4第8号) ④ 輸入廃棄物である集じんばいじん(施行令第2条の4第9号) ⑤ 輸入廃棄物である燃え殻、汚泥でDXNが基準不適合のもの(施行令第2条の4第10～11号)	

注1) 事業活動等発生物とは、事業活動に伴って生じたもの及び輸入された廃棄物で日常生活に伴って生じたものをいう。
 2) 石綿建材除去事業とは、建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。—P(有機燐化合物)、Cr(VI)(六価クロム化合物)、CN(シアン化合物)、PCB、As(砒素又はその化合物)、Se(セレン又はその化合物)をいう。
 4) 揮発性物質とは、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンをいう。
 5) 農薬類とは、チウラム、シマジン、チオベンカルブをいう。
 6) 金属類とは、Al—Hg、Hg、Cd、Pb、Cr(VI)、As、Seをいう。
 7) 輸入された廃棄物(法第2条第4項第2号)における特別管理産業廃棄物は、施行令第2条の4第9～11号に指定されたものをいう。
 8) 集じんばいじんとは、廃棄物焼却施設、DXN特定施設の廃棄物焼却炉で生じたばいじん⁷⁾で、集じん施設で集められたものをいう。
 9) 基準不適合とは、環境省令(判定基準省令)で定める基準に適合しないものをいう。